市で実施した放射性物質検査の結果は、次のとおりです。 今後も我孫子市産農産物の安全性を確認するため、検査を行い結果をお知らせしていきます。

令和6年度検査総数:

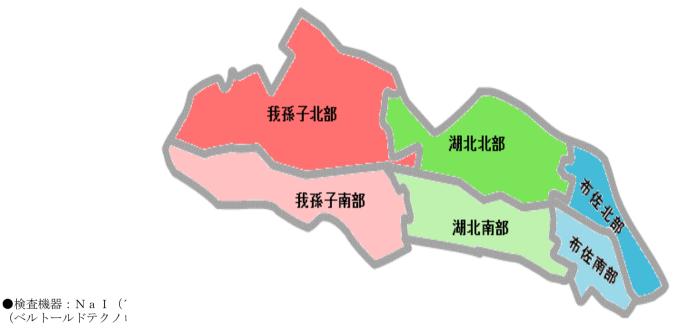
24 検体

[単位:ベクレル/kg]

令和6年度核	資			検体		L単位:ベクレル/l	Kg]	
検査 実施日	採取日	品目	栽培 状況等	地域	放射性 セシウム134	放射性 セシウム137	給食 食材	備考 (採取方法他)
9月10日	9月3日	玄米	露地	我孫子北地区	検出せず (4.75 未満)	検出せず (5.58 未満)		
9月4日	8月26日	玄米	露地	布佐北地区	検出せず (5.66 未満)	検出せず (4.82 未満)		
8月27日	8月4日	じゃがいも	露地	我孫子北地区	検出せず (3.79 未満)	検出せず (4.61 未満)		
8月27日	8月25日	はぐらうり	露地	湖北北地区	検出せず (3.79 未満)	検出せず (4.24 未満)		
7月10日	7月9日	えだまめ	露地	我孫子北地区	検出せず (4.59 未満)	検出せず (5.86 未満)		
7月10日	7月8日	きゅうり	露地	我孫子南地区	(4.39 水禍) 検出せず (5.10 未満)	(5.60 水間) 検出せず (5.44 未満)		
6月11日	6月11日	たけのこ (真竹)	露地	我孫子北地区	(5.10 水禍) 検出せず (5.74 未満)	(3.44 水阀) 検出せず (4.60 未満)		
6月3日	6月3日	たけのこ (真竹)	露地	我孫子北地区	(3.74 水禍) 検出せず (4.34 未満)	(4.00 木間) 検出せず (5.23 未満)		
5月27日	5月27日	たけのこ (真竹)	露地	湖北北地区	传出せず (6.03 未満)	検出せず (6.96 未満)		
5月24日	5月24日	たけのこ (真竹)	露地	我孫子北地区	(6.03 未満) 検出せず (6.85 未満)	(0.30 木間) 検出せず (7.33 未満)		
5月7日	5月7日	たけのこ	露地	布佐北地区	(4.62 未満)	検出せず (5.14 未満)		
4月22日	4月22日	たけのこ	露地	布佐北地区	検出せず (4.66 未満)	(5.14 水阀) 検出せず (5.63 未満)		
4月22日	4月22日	たけのこ	露地	布佐北地区	検出せず (5.20 未満)	(5.03 木間) 検出せず (5.54 未満)		
4月16日	4月16日	たけのこ	露地	我孫子南地区	(5.20 未満) 検出せず (5.41 未満)	検出せず (5.51 未満)		
4月15日	4月15日	たけのこ	露地	我孫子南地区	検出せず (4.49 未満)	検出せず (5.80 未満)		
4月15日	4月15日	たけのこ	露地	我孫子南地区	検出せず (5.62 未満)	検出せず (4.59 未満)		
4月12日	4月12日	たけのこ	露地	我孫子北地区	検出せず (5.08 未満)	5.87		
4月11日	4月10日	たけのこ	露地	我孫子北地区	検出せず (6.85 未満)	検出せず (8.63 未満)		
4月11日	4月10日	たけのこ	露地	我孫子南地区	検出せず (6.01 未満)	検出せず (8.53 未満)		
4月10日	4月9日	たけのこ	露地	我孫子北地区	検出せず (6.35 未満)	検出せず (7.40 未満)		
4月8日	4月8日	たけのこ	露地	我孫子南地区	検出せず (5.45 未満)	検出せず (5.17 未満)		
4月8日	4月8日	たけのこ	露地	我孫子南地区	検出せず (6.13 未満)	5. 69		
4月8日	4月7日	たけのこ	露地	布佐北地区	検出せず (4.48 未満)	検出せず (5.48 未満)		
4月1日	4月1日	たけのこ	露地	我孫子南地区	検出せず (4.86 未満)	5. 6		
			ļ.		(1.00 / NH4/			

^{※「}検出せず」とは、放射性物質が存在しない、または検出限界値未満であることを示す。括弧内の数字は検出限界値。 検出限界値はサンプルの種類等によって異なります。

●地域区分



- ●測定方法:1~12時間程度のバックグラウンド測定を行い、1検体につき420mlの試料を30分間かけて測定を行っています。 - エネルギー分解能: 7.5% Cs137 (662keV)
- ●放射性ヨウ素については、半減期が短く、平成23年7月15日以降に食品からの検出報告がないことから、国では、現時点においては別途規制値を設定する必要性は乏しいと考え、規制の対象とはしないこととしました。
- ●検査方法:厚生労働省「緊急時における食品の放射線測定マニュアル」、文部科学省「NaI(T1)機器分析法」、科学技術庁測定法シリーズ24「緊急時におけるガンマ線スペクトロメータのための試料前処理法」に準じています。

• 新基準値

	一般食品	100ベクレル/kg
放射性セシウム	飲料水	10ベクレル/kg
放列圧ピンプム	牛乳	50ベクレル/kg
	乳児用食品	30**/D/D/ Kg

注)ベクレル:放射能の強さを表す単位で、単位時間(1秒間)内に原子核が崩壊する数を表します。